

民法（親子法制）等の改正に関する中間試案

に対して寄せられた意見の概要

法務省民事局 令和3年5月

民法（親子法制）部会 | 参考資料16-2

親子法制の見直し

児童虐待防止の観点から懲戒権に関する規定及び無戸籍者問題を解消する観点から嫡出推定制度に関する規定の見直し等を検討。

意見募集の結果

134件（裁判所、日弁連、大学ほか、個人の意見を含む。）

審議の経過

令和元年6月 法務大臣による諮問
令和元年7月 民法（親子法制）部会における調査審議開始
令和3年2月～4月 中間試案の公表及びパブリック・コメント
令和3年5月～ パブコメの結果を踏まえ、更に調査審議
本年（令和3年）度中の要綱案の取りまとめを目指す

第1 懲戒権に関する規定等の見直し

- 監護及び教育に関する一般的な規律の見直し
民法第820条に「子の人格を尊重しなければならない」旨の規定を設けることに賛成する意見が多数であった。
- 懲戒権に関する規定（民法第822条）の見直し
甲案（本条を削除する）に賛成する意見、丙案（「親権者は、監護及び教育を行うに際し、体罰を加えてはならない」と改める）に賛成する意見、見直しに反対する意見がいずれも相当数あり、その数はきつ抗していた。また、乙案（「指示及び指導をすることができる」と改めた上で、体罰の禁止を明記する）に賛成する意見も複数あった。
- 子に精神的な苦痛を与える行為に関する規律
子に精神的な苦痛を与える行為についても、民法上許容されないことを明確にすべきであるとの意見が多く寄せられた。

第2 嫡出の推定の見直し等

- 婚姻成立の日から200日以内に生まれた子の規律の見直し
婚姻成立の日から200日以内に生まれた子は、夫の子と推定することに、賛成する意見が多数であった。
- 離婚等の後300日以内に生まれた子に関する推定の例外の新設
離婚等の日から300日以内に生まれた子は、原則として、元夫の子と推定することとしつつ、母の再婚後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定することについては、賛成する意見が反対する意見を数としては上回った。また、この規律は、元夫の死別による婚姻の解消の場合も含むべきとする意見が多数であった。その他、再婚の場合以外にも、嫡出推定の例外を求める意見があった。

第3 女性の再婚禁止期間の見直し

- 女性の再婚禁止期間を撤廃することに賛成する意見が多数であった。

第4 嫡出否認制度の見直し

- 未成年の子及び母の否認権の創設
 - ・ 未成年の子に否認権を認めることに賛成する意見が多数であった。
 - ・ 母に否認権を認めることについては、これに賛成する意見が反対する意見を数としては上回った。
- 否認権の行使期間の見直し
否認権の行使期間を現行法の1年から伸長することに賛成する意見が多数を占めた。その期間の長さについては、3年とする案に賛成する意見が、5年とする案に賛成する意見を数としては上回った。

その他の検討事項（第5ないし第7）

- 成年等に達した子による嫡出否認の当否
成年に達した子の否認権を認めることに賛成する意見が多数であったが、反対する意見も一定数見られた。
- 認知制度の見直し
事実と反する認知について、その効力を争うことができる者及び期間を制限することに賛成する意見が多数であった。
ほか